

障害者雇用率 21年3月から2.3%に

厚生労働省は障害者雇用促進法施行令の改正政令案をまとめた。2021年3月1日から、医療機関を含む民間企業に義務付けている障害者法定雇用率を現行2・2%から2・3%へ引き上げる。国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方公営企業法全部適用の病院は2・5%から2・6%となる。

一律の雇用率適用が難しい業種で、雇用障害者数計算の際に労働者数を控除する除外率（老健を含む医療業は30%）は現行通り。ただし除外率制度は今後、段階的に縮小して廃止される方向性が示されている。

同法では現在、従業員45・5人（医療業は65人）以上の企業に1人以上の障害者雇用を義務付けているが、21

年3月から43・5人（同62・5人）以上へ拡大される。職員200人の民間病院法定雇用者数は現行3人のままだが、職員500人の病院は7人から8人に増える計算だ。

法定雇用率は18年4月に2・0%から2・2%へ、21年3月までに2・3%へと段階的に引き上げられることになつていた。道内医療・福祉業における実雇用率は19年6月1日現在2・61%、法定雇用率達成企業割合は56%。